

# 茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会規則

平成 19 年 6 月 26 日

規則第 14 号

改正 平成21年 3 月31日 規則第 6 号

改正 平成28年 3 月29日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）第 15 条第 11 項及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 17 号）第 31 条第 11 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、審査会の委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営し関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 6 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。